要領第８２号
システム開発部長決定
平成２２年１２月２４日制定・施行

国民年金 厚生年金保険 年金給付関係業務取扱要領

（諸変更編）

日本年金機構

改正経過一覧表

【国民年金 厚生年金保険 年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）】

改正年月日 発出番号	業務処理名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
22.12.27 シ開指2010-94	平成 22 年度税制改正に伴う社会保険オンラインシステムの業務処理の取扱い（諸規程）	181-1	1	181-1	1	差替
		259	1	259	1	差替
23.4.14 基シ指2011-22	社会保険オンラインシステムの年金給付関係業務取扱要領の一部改正（指示・依頼）	41,42	2	41,42	2	差替
23.6.24 基シ指2011-43	「住民基本台帳ネットワークを活用した届出省略の実施」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	4	1	4	1	差替
		24	1	24	1	差替
		27	1	27	1	差替
		46	1	46	1	差替
		120-15	1	120-15	1	差替
		120-17	1	120-17	1	差替
		120-18	1	120-18	1	差替
		120-19	1	120-19	1	差替
		120-24 ～26	3	—	—	追加
		128-1	1	128-1	1	差替
		129	1	129	1	差替
		152-5	1	152-5	1	差替
		152-6	1	—	—	追加
		167-2	1	167-2	1	差替
		167-3	1	—	—	追加
		171	1	171	1	差替
		195	1	195	1	差替
		203	1	203	1	差替
		239-5	1	239-5	1	差替
		239-6	1	—	—	追加
		266-1	1	266-1	1	差替
		323-14	1	323-14	1	差替
		323-15	1	323-15	1	差替
		323-16 ～19	4	—		追加

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業務処理名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
23.9.26 基シ指2011-64	国民年金厚生年金保険年金給付関係業務取扱要領（裁定編）等の一部改正（諸規程）	120-26	1	120-26	1	差替
23.12.22 基シ指2011-91	裁定中表示の期間における資格取得届、資格喪失届の入力改善に伴うシステム開発に係る社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	115 115-1 257	1 1 1	115 — 257	1 — 1	差替 追加 差替
23.12.22 基シ指2011-93	「全銀協システム６次更改に伴う年金振込事務の改善」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	29～30 — 36 ～37-1 130 ～131 155 182 204 273 ～274	2 — 3 2 1 1 1 2 	29～30 31～32 36 ～37-1 130 ～131 155 182 204 273 ～274	2 2 3 2 1 1 1 2 	差替 削除 差替 差替 差替 差替 差替 差替 差替
24.4.1 基シ指2012-20	住民基本台帳ネットワークシステムを活用した届出省略に係るシステム改修に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	120-19 120-20 152-5 167-2 195 239-4 239-5	1 1 1 1 1 1 1	120-19 120-20 152-5 167-2 195 239-4 239-5	1 1 1 1 1 1 1	差替 差替 差替 差替 差替 差替 差替

※　「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業務処理名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
24. 4.12 基シ指2012-23	「年金受給者へ送付する各種通知書の見直しに係るシステム開発【フェーズ２】（記録管理システム）」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	25	1	25	1	差替
		43	1	43	1	差替
		45	1	45	1	差替
		71	1	71	1	差替
		74	1	74	1	差替
		76	1	76	1	差替
		162	1	162	1	差替
		243	1	243	1	差替
		—	—	243-1	1	削除
		244 ～249	6	244 ～249	6	差替
		—	—	249-1	1	削除
		293-1	1	293-1	1	差替
24. 5.16 基シ指2012-31 注:24.4.1 から適用	住民基本台帳ネットワークシステムを活用した届出省略に係るシステム改修に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	4	1	4	1	差替
		120-15 ～120-17	3	120-15 ～120-17	3	差替
		120-17-1 ～ 120-17-3	3	—	—	追加
		120-21 ～120-23	3	120-21 ～120-23	3	差替
		243	1	243	1	差替
		260-5	1	260-5	1	差替
		—	—	260-6	1	削除
24. 7.25 基シ指2012-46 給付指 2012-167	社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	41-42	2	41-42	2	差替
		72	1	72	1	差替
		73	1	73	1	削除
24.9.14 基シ指2012-61	「国民年金保険料の納付可能期間の延長」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	258-1	1	258-1	1	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業務処理名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
24.10.12 基シ指2012-69	「年金給付・時効援用に係る取扱いの変更に伴うシステム開発」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	137	1	137	1	差替
		143	1	143	1	差替
		184-1	1	184-1	1	追加
		185	1	185	1	差替
		191	1	191	1	差替
25.3.29 基シ指2013-28	「基礎年金番号の重複付番の発生防止に係るシステム開発」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	117	1	117	1	差替
		257～ 258-1	3	257～ 258-1	3	差替
	「記録管理システムの機能改善に係るシステム開発」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	157	1	157	1	差替
		158	1	158	1	差替
		279 ～282-1	5	279 ～282-1	5	差替 差替
	「特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ等の実施に伴うシステム開発」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	190	1	190	1	差替
		194	1	194	1	差替
	（留意事項の追加及び見直し）	133	1	133	1	差替
		181	1	181	1	差替
				181-1	1	削除
		239-4	1	239-4	1	差替
25.9.18 基シ指2013-78	「被保険者であった者に対する裁定請求の手続きに係る情報提供及び住所情報等の把握」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	4	1	4	1	差替
		120-24	1	120-24	1	差替
		120-24-1	1	120-24-1	1	追加
		120-25 ～120-26	2	120-25 ～120-26	2	差替
		120-26-1	1	120-26-1	1	追加
		167-3	1	167-3	1	差替
		181	1	181	1	差替
		239-6-1	1	239-6-1	1	追加
		323-18 ～323-19	2	323-18 ～323-19	2	差替

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業務処理名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
25.9.18 基シ指2013-78	「成年後見人等の事務処理の改善」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	18～19	2	18～19	2	差替
		23～24	2	23～24	2	差替
		27～28	2	27～28	2	差替
		34	1	34	1	差替
		37-1	1	37-1	1	差替
		37-2	1	－	－	追加
		38～41	4	38～41	4	差替
		45	1	45	1	差替
		120-27～32	6	－	－	追加
		152-07～11	5	－	－	追加
		167-4～5	2	－	－	追加
		171	1	－	－	追加
		203	1	203	1	差替
		204-1	1	－	－	追加
		239-7	1	－	－	追加
		266-1	1	－	－	差替
		323-20～21	2	－	－	追加
26.3.19 基シ指 2014-24	「年金機能強化法（年金給付関係）の対応」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	50	1	50	1	差替
		52～54	3	52～54	3	差替
		54-1	1	－	－	追加
		112	1	112	1	差替
		120-29	1	120-29	1	差替
		135～136	2	135～136	2	差替
		136-1	1	－	－	追加
		137	1	137	1	差替
		152-5～152-6	2	152-5～152-6	2	差替
		152-6-1	1	152-6-1	1	追加
		157	11	157	1	差替

※　「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正年月日 発出番号	業務処理名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
26.3.19 基シ指2014-24	「年金機能強化法（年金給付関係）の対応」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	177 206～209	1 4	177 206～209	1 4	差替 差替
	「住民票コードチェック機能強化」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	120-19 120-26	1 1	120-19 120-26	1 1	差替 差替
27.3.30 基シ指2015-27	厚年法等改正法（第３号不整合記録関連対処部分）の施行に伴うシステム開発（その１）」についての社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	258-1	1	258-1	1	差替
27.4.24 基シ指2015-37	年金証書受払簿の様式変更に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	42	1	42	1	差替
27.9.18 基シ指 2015-71	「被用者年金一元化等の対応に伴うシステム開発」についての社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	243 247 247-1 260-1～ 260-4	1 1 1 4	243 247 － 260-1～ 260-4	1 1 － 4	差替 差替 追加 差替
27.12.21 基シ指2015-89	「平成２６年税制改正に伴うシステム開発」についての社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	259	1	259	1	差替

※　「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正経過一覧表

【国民年金 厚生年金保険 年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）】

改正年月日 発出番号	業務処理名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
28.5.13 基シ指 2016－15	年金証書の適正な管理かかる取扱いに伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正	41～42	2	41～42	2	差替
		42-1	1	－	－	追加
28.5.30 基シ指 2016－17	「要再裁定者リストの事務処理の改善」に伴う社会保険オンラインシステム業務取扱要領の一部改正（諸規程）	4	1	4	1	差替
		115～	2	115～	2	差替
		115-1		115-1		
		115-2	1	―	―	追加
		―	―	116～	2	削除
				117		
		243	1	243	1	差替
		―	―	257～	3	削除
				258-1		
28.8.22 基シ指 2016－29	個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しに伴う事務の取扱い	260-1～	4	260-1～	4	差替
		260-4		260-4		
28.12.27 刷新指 2016-17 給付指 2016-98 厚年指 2016-133 事推指 2016-191 シ企指 2016-49 基シ指 2016-47	番号制度導入後の業務にかかる業務処理要領等の改正及び制定 ・源泉徴収サブシステムの稼働に伴う記録管理システムの入力規制	3～4	2	3～4	2	差替
		24	1	24	1	差替
		25-1	1	25-1	1	差替
		108	1	108	1	差替
		―	―	109	1	削除
		110	1	110	1	差替
		―	―	112~113	2	削除
				165	1	削除
		169	1	169	1	差替
		203	1	203	1	差替
		―	―	239	1	削除
		243	1	243	1	差替
		―	―	259	1	削除
		265～266	2	265～	2	差替
		―	―	266		削除
				312～	5	
				318-2		

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正経過一覧表

【国民年金 厚生年金保険 年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）】

改正年月日 発出番号	指示名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
30.2.19	業務処理要領（刷新フェーズ１）	4	1	4	1	差替
刷新指 2018-4	（要領第１９１号）及び業務処理	—	—	120-15～	6	削除
品管指 2018-3	要領（要領第１９７号）の一部改			120-17-3		
事推指 2018-28	正	120-19～	2	120-19～	2	差替
給付指 2018-13		120-20		120-20		
厚年指 2018-8		—	—	120-21～	3	削除
国年指 2018-4				120-23		
事企指 2018-4		120-24	3	120-24	3	差替
事統指 2018-4		120-26～	2	120-26～	2	差替
		120-26-1		120-26-1		
		152-5～	3	152-5～	3	差替
		152-6-1		152-6-1		
		167-2～	2	167-2～	2	差替
		167～3		167～3		
		203-1～	3	—	—	追加
		203～3				
		239-4～	3	239-4～	3	差替
		239-6		239-6		
		323-14～	2	323-14～	2	差替
		323～15		323～15		
		—	—	323-16～	2	削除
				323-17		
		323-18～	2	323-18～	2	差替
		323-19		323-19		
31.4.19	改元及び 10 連休に伴う対応（そ	173	1	173	1	差替
事企指 2019-22	の２）	203	1	203	1	差替
国年指 2019-29						
厚年指 2019-30						
給付指 2019-48						
シ企指 2019-11						
基シ指 2019-16						

※ 「備考」欄には、「追加」、「差替」、「削除」を記入する。

改正経過一覧表

※【国民年金 厚生年金保険 年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）】

改正年月日 発出番号	指示名	加		除		備考
		頁	枚数	頁	枚数	
1.10.1 給付指 2019-122 基シ指 2019-35 品管指 2019-29	年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行に伴う業務処理要領等の改正	120-33～ 120-82	50	－	－	追加
		152-12～ 152-13	2	－	－	追加
		171-1	1	－	－	追加
		203-0	1	－	－	追加
		203-1-1	1	－	－	追加
		239-8～ 239-10	3	－	－	追加
		243-1	1	－	－	追加
		260-6～ 260-13	8	－	－	追加
		266-2	1	－	－	追加
		273	1	273		差替
		275	1	275		差替
		277	1	277		差替
		286-1	1	286-1		差替
		288～	2	288～		差替
		288-1		288-1		差替
		323-22～ 323-64	43	－	－	追加

国民年金
厚生年金保険

年金給付関係業務取扱要領

（諸変更編）

〔第１部　業務処理詳細説明書〕

目　　次

用語・記号の説明

第１章　総　　則 …… 11

第１節　目　　的 …… 13

第２節　構　　成 …… 13

第３節　諸変更事務の概要 …… 14

1.　届書等に関する事務の概要 …… 14

2.　諸変更事務の流れ …… 15

第４節　共通事項 …… 16

1.　諸変更届の受付窓口及び受付処理 …… 16

2.　書類の整理・保管及び保存期間 …… 18

3.　処理サイクル …… 20

第２章　業務処理 …… 21

第１節　入出力帳票の種類 …… 23

1.　入力帳票の種類 …… 23

2.　出力帳票の種類 …… 25

第２節　機器の操作 …… 26

第３節　年金受給権者住所・支払機関変更届の処理 …… 27

1.　届 出 事 由 …… 27

2.　届書の記載事項 …… 27

3.　添 付 書 類 …… 27

4.　留 意 事 項 …… 27

5.　年金受給権者住所・支払機関変更届の事務処理 …… 27

6.　年金受給権者住所・支払機関変更届の審査及び補正方法 …… 28

7.　届 書 の 入 力 …… 34

第４節　年金受給権者氏名変更届の処理……38
（加対者氏名変更処理票含む。）

1. 届出事由……38
2. 届書の記載事項……38
3. 添付書類……38
4. 留意事項……38
5. 年金受給権者氏名変更届の事務処理……39
6. 年金受給権者氏名変更届の審査及び補正方法……39
7. 年金証書受払の事務処理……41
8. 届書の入力……43
9. 加対者氏名変更処理票……45-1

第５節　年金受給権者死亡届の処理……46

1. 届出事由……46
2. 届書の記載事項……46
3. 添付書類……46
4. 留意事項……46
5. 年金受給権者死亡届の事務処理……47
6. 年金受給権者死亡届の審査及び補正方法……49
7. 届書の入力……52

第６節　遺族年金失権届の処理……55

1. 届出事由……55
2. 届書の記載事項……55
3. 添付書類……55
4. 留意事項……55
5. 遺族年金失権届の事務処理……56
6. 遺族年金失権届の審査及び補正方法……57
7. 届書の入力……59

第７節　支払保留の処理……62

1. 作成事由……62
2. 支払保留処理票の記入事項……62
3. 留意事項……62
4. 支払保留処理票の事務処理……63
5. 処理票の入力……64

第８節　年金受給権者現況届（窓口受付分）の処理 …… 66

1. 作成事由 …… 66
2. 現況届処理票の記入事項 …… 66
3. 留意事項 …… 66
4. 現況届処理票の事務処理 …… 66
5. 処理票の入力 …… 68

第９節　年金証書再交付申請書の処理 …… 70

1. 届出事由 …… 70
2. 届書の記載事項 …… 70
3. 添付書類 …… 70
4. 年金証書再交付申請書の事務処理 …… 70
5. 年金証書再交付申請書の審査及び補正方法 …… 71
6. 年金証書受払の事務処理 …… 72
7. 申請書の入力 …… 74

［77 頁～85 頁欠］

第 11 節　改定通知書再発行申請書の処理 …… 86

1. 届出事由 …… 86
2. 届書の記載事項 …… 86
3. 添付書類 …… 86
4. 留意事項 …… 86
5. 改定通知書再発行申請書の事務処理 …… 86
6. 改定通知書再発行申請書の審査及び補正方法 …… 88
7. 改定通知書受払の事務処理 …… 89
8. 申請書の入力 …… 91

第 12 節　年金受給権者裁定取消処理票の処理 …… 94

1. 作成事由 …… 94
2. 届書の記載事項 …… 94
3. 添付書類 …… 94
4. 留意事項 …… 94
5. 裁定取消の事務処理 …… 95
6. 処理票の入力 …… 99

［101 頁～107 頁欠］

第 14 節　源泉徴収票再交付申請書の処理 …… 108

（欠番）……109
1. 源泉徴収票受払の事務処理……110
（欠番）……112

第15節　要再裁定者リスト情報が作成された場合の処理について……115

第16節　失権者リストが出力された場合の処理について……118

第17節　年金受給権者配偶者情報取消・登録処理票の処理……120-1

第18節　振込通知書再発行申請書の処理……120-7

1. 届出事由……120-7
2. 届書の記載事項……120-7
3. 添付書類……120-7
4. 留意事項……120-7
5. 振込通知書再発行申請書の事務処理……120-7
6. 振込通知書再発行申請書の審査及び補正方法……120-8
7. 振込通知書受払の事務処理……120-8
8. 申請書の入力……120-11

第19節　住民票コード登録申出書（処理票）の処理……120-15
第20節　（欠番）……120-21
第21節　住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書の処理……120-24
第22節　成年後見人等からの届出に係る処理……120-27
第23節　年金生活者支援給付金に係る処理……120-33

第3章　エラーメッセージ……121

第1節　エラーメッセージの見方……123

第2節　エラーメッセージが表示された場合……124

第3節　エラーメッセージ一覧……124

第4節　年金生活者支援給付金に係るエラーメッセージ一覧……152-12

第4章　入力項目・入出力コード……153

第1節　入力項目一覧……155
第2節　入出力コード一覧……168

用語・記号の説明

この要領で使用している用語及び記号の説明は、次のとおりである。

1. 用　語

(1)　ファイルの種類

種　類	説　明
基礎年金番号管理ファイル	基礎年金番号を付番した者の本人基本情報及び本人の適用・給付状態について収録したファイルをいう。
受給権者ファイル	裁定原簿、支払記録、改定履歴等を収録しているファイルをいう。
源泉ファイル	源泉徴収記録を収録しているファイルをいう。
支払機関ファイル	金融機関名称、郵便局名及び郵便番号等を収録しているファイルをいう。

(2)　年金制度の種類

種　類	説　明
旧法国年	昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。
旧法厚年	昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
旧法船保	昭和60年法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。
新法	昭和60年法律第34号第1条又は第3条の規定による改正後の国民年金法又は厚生年金保険法をいう。
新船保	昭和60年法律第34号第5条の規定による改正後の船員保険法をいう。
共済	平成8年法律第82号の規定による改正後国共済法、改正前国共済法及び旧国共済法をいう。

2.　記号

記　号	説　　明	記　号	説　　明
K　B	窓口装置（WM）のキーボードからのデータの入力及び業務処理の指示を示す。		事務処理機器で作成される帳票を示す。
	各種届書、請求書等の入力帳票を示す。		磁気ディスクに収録されているファイルを示す。
LCD	窓口装置（WM）のディスプレイ画面への照写を示す。		磁気テープに収録されているファイル及び磁気テープを示す。
INS	窓口装置（WM）のインサータ部での帳票の作成を示す。		通信回線によるデータ送受信を示す。

記　号	説　　明	記　号	説　　明
	電子計算機器による処理を示す。	検　索	ファイルに収録されているデータを索出し、ディスプレイ画面又は帳票に出力することを示す。
即時処理	通信回線を利用して、問合せから応答までを即時に行う処理を示す。	更　新	ファイルに収録されているデータを新しい内容のデータで置き換えること又は、新たにデータを登録することを示す。
一括処理	大量のデータを集めて集中的に行う処理を示す。	編　集	出力帳票又は磁気記録媒体に合ったフォーマットにデータを準備することを示す。
中　継	年金事務所と機構本部（高井戸）の電子計算組織間のデータを中継することを示す。		

第１章　総　　則

第１節　目　　的

この要領は、年金事務所又は事務センターにおける事務処理機器を使用して行う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金給付関係の諸変更業務の取扱いを定めたものである。

第２節　構　　成

この要領は、第１部及び第２部で構成されており、第１部は４章からなり、第１章には目的、構成及び共通的な事項等を、第２章には諸変更業務処理の内容を、第３章にはエラーメッセージを、第４章には入力項目、入出力コードの一覧をとりまとめている。

また、第２部には、入出力帳票の様式、ディスプレイ画面の様式及びその説明を収録している。

第3節 諸 変 更 事 務 の 概 要

1 届書等に関する事務の概要

(1) 届出者から提出された届書及び市区町村から「国民年金老齢給付市町村事務取扱準則」に定める手続きを経て進達された届書等は、受付、記載内容の点検を行ったのち、処理手順に従って窓口装置から入力を行うことにより受給権者ファイルに収録する。

(2) 年金証書・送付書（再交付）等は、事務処理機器を使用して作成する。

ただし、裁定取消通知については手作業により作成する。

(3) 作成した年金証書・送付書（再交付）等は、点検、決裁を行ったのちに届出者に送付する。

ただし、裁定取消通知については機構本部（高井戸）にも送付する。また、市区町村で裁定請求書の受付を行った年金に係る裁定取消通知については併せて当該市区町村にも送付する。

(4) 入力が完了した届書等は、事務処理機器を使用して作成した処理結果リストにより、処理結果の確認を行う。

確認の結果、誤りがあったものについては、各届書の「確認」を参照の上その指示に従う。その場合で、機構本部（高井戸）に進達する時は、所定の様式でファクシミリにより進達すること。

2　諸変更事務の流れ

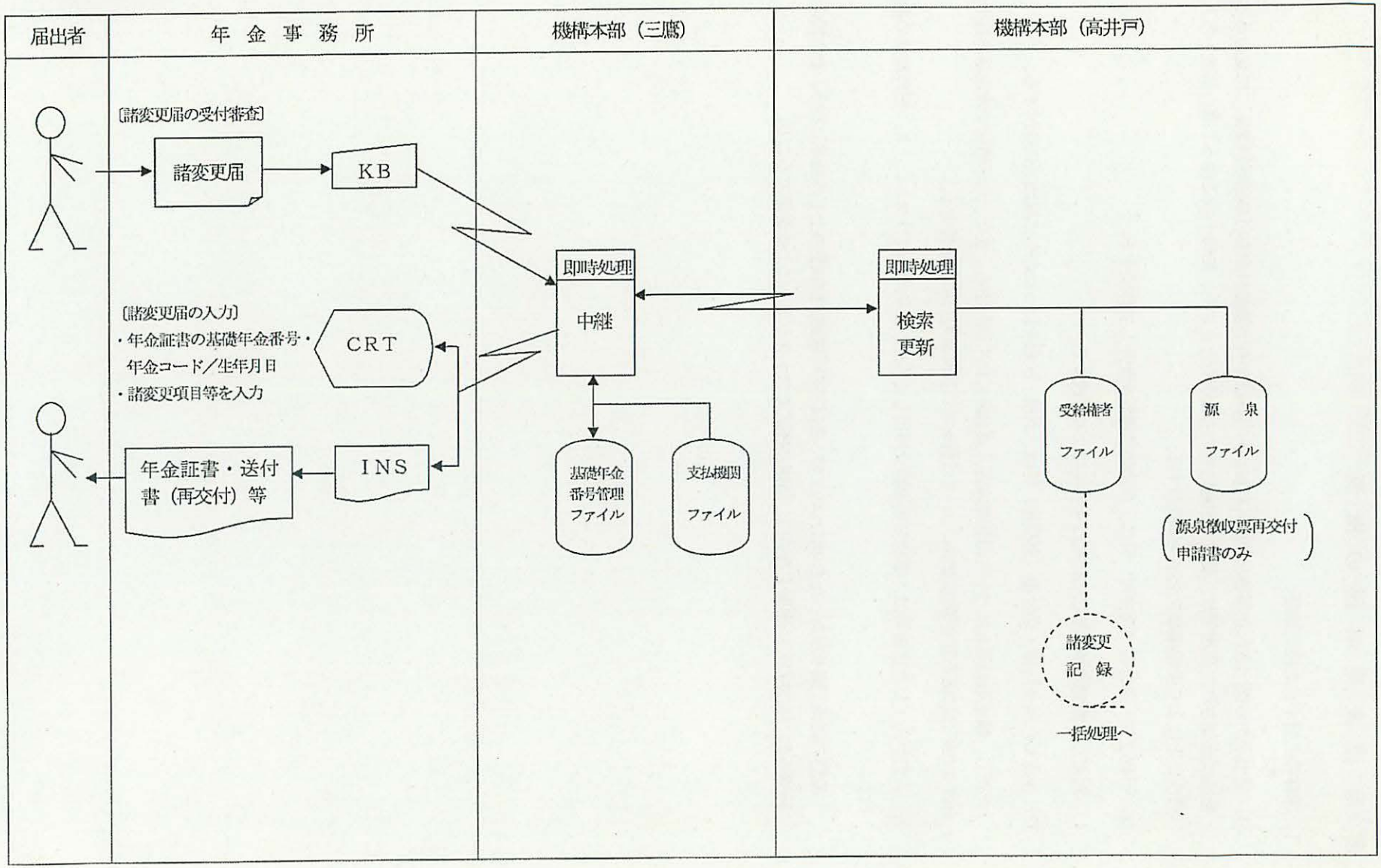
届出者
年金事務所
機構本部（三鷹）
機構本部（高井戸）
〔諸変更届の受付審査〕
諸変更届
KB
即時処理
中継
即時処理
検索
更新
〔諸変更届の入力〕
・年金証書の基礎年金番号・
年金コード／生年月日
・諸変更項目等を入力
CRT
INS
年金証書・送付
書（再交付）等
基礎年金
番号管理
ファイル
支払機関
ファイル
受給権者
ファイル
源泉
ファイル
（源泉徴収票再交付
申請書のみ）
諸変更
記録
一括処理へ

第４節　共　通　事　項

1　諸変更届の受付窓口及び受付処理

(1) 受付窓口

① 受給権者がこれまで機構本部（高井戸）へ直接送付していた次の諸変更届の受付については、受給権者の住所地の年金事務所（船保担当事務所を含む。以下同じ。）で行うこととする。

したがって、他管轄年金事務所のものを受け付けた場合は、管轄年金事務所へ回送すること。

ア．年金受給権住所・支払機関変更届

イ．年金受給権者氏名変更届

ウ．年金受給権者現況届

エ．年金証書再交付申請書

オ．支払通知書亡失（未着）届

カ．改定通知書再発行申請書

キ．源泉徴収票再交付申請書

② ただし、年金支払月の諸変更〆切日の直前等において他管轄年金事務所の諸変更届を受け付けた場合で、管轄年金事務所へ回送することによって、年金の支払が正しく行われないことが明らかなときは、受け付けをした年金事務所で処理できるものとする。

ア．年金受給権者死亡届及び遺族年金失権届（年金の過払を防止するため）

イ．年金受給権者現況届（年金の支払が差し止められるのを防止するため）

ウ．年金受給権者住所・支払機関変更届（支払通知書等の未着や年金の支払が振込不能となるのを防止するため）

エ．年金受給権者氏名変更届（年金の支払が振込不能となるのを防止するため）

(2) 諸変更届の受付処理

① 諸変更届を受け付けた場合は、所定欄に受付印を押印するとともに「諸変更届受付処理簿」（様式第１号）に必要な事項を記入する。

なお、具体的な記入方法等は、各届書の処理に記載してある内容によるものとする。

② 諸変更届受付処理簿は、各届書ごとに別業とする。

様式第１号

受付処理簿

受付番号	受付年月日	年金証書の基礎年金番号・年金コード	受給権者氏名	処理（作成）年月日	備考

（注）「備考」欄は、次の事項についても記入すること。

① 作成帳票の送付年月日

② 住所・支払機関変更届の入力内容（住所、支払機関、住所・支払機関）

③ 支払保留処理票の作成や指定取消の理由

処理名	後見人情報・住民票住所登録処理	届書コード	届書	処理区分
			898	
		入力帳票	239-7 頁	
		入出力画面	323-20 頁	

処理の概要

年金受給権者通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書に記載された内容を入力することにより、受給権者の成年後見人等情報を管理するファイル（後見人ＤＢ）に対して、後見人等情報の登録及び解除の設定を行うとともに、住基情報を管理するファイル（住基情報ＤＢ）に対して住民票住所及び住基届出省略の更新停止・解除の設定を行う。

処理手順

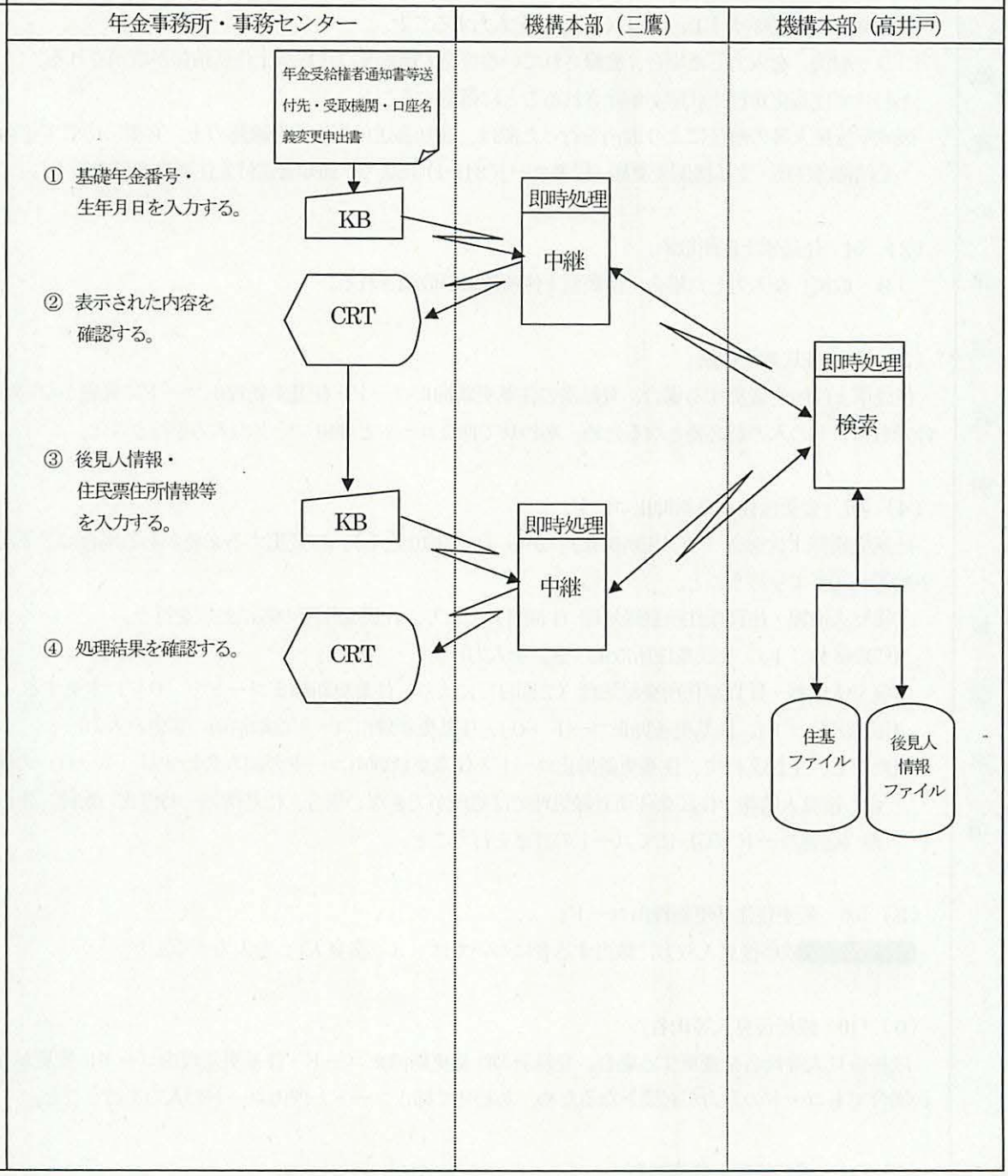

処理の詳細説明・留意事項

＜処理の詳細説明＞

1. 届書処理コードの入力ガイダンス（0op 入力ガイダンス）が照写される。

2. 制度キーを押下し、「共通」に設定後、0op 入力ガイダンスに従い届書処理コード「898」を入力し、届書キーを押下することにより、1op 入力ガイダンスが照写される。

3. 1op 入力ガイダンスに従い、年金証書の基礎年金番号及び生年月日を入力し、送信キーを押下することにより、2op 入力ガイダンス及び確認画面が照写される。

（1）「03　処理区分」

登録時及び変更時は「１：登録（変更）」を入力すること。

「９：取消」を入力した場合、登録されている後見人情報及び住民票上住所情報が取消される。

あわせて住基更新抑止状態が解除されることに留意すること。

※成年後見人等の解任により取消を行った際は、通知書送付先住所を確認の上、必要に応じて年金受給権者住所・支払機関変更届（届書コード 841-1）により、通知書送付先住所の変更を行うこと。

（2）「04　住民票上住所取消」

「９：取消」を入力した場合、住民票上住所情報が取消される。

（3）「06　住民票上住所」

住民票上住所を変更する場合、登録済の住基更新抑止コード・住基更新理由コードに変更がない場合でもコードの入力が必要となるため、あわせて抑止コードと理由コードの入力を行うこと。

（4）「07　変更後住基更新抑止コード」

住基更新抑止状態を「１（住所抑止）」から「０（抑止なし）」に変更する必要がある場合は、下記手順①～②により行うこと。

①後見人情報・住民票住所登録処理（1 回目）により、住民票住所の取消処理を行う。

（処理区分「1」、住民票住所取消「9」を入力）

②後見人情報・住民票住所登録処理（2回目）により、住基更新抑止コードを「0」に変更する。

（処理区分「1」、住基更新抑止コード「0」、住基更新理由コードは取消前の事由を入力）

※ただし、上記②にて、住基更新抑止コードと住基更新理由コードの組み合わせが「１－０」の場合、後見人情報・住民票住所登録処理では処理ができない場合、住基情報一時停止（解除）申出書（届書コード 895）にてコードの訂正を行うこと。

（5）「08　変更後住基更新理由コード」

[redacted]成年後見人双方に該当する者については「３（後見人）」を入力すること。

（6）「10　成年後見人等氏名」

成年後見人等氏名を変更する場合、登録済の住基更新抑止コード・住基更新理由コードに変更がない場合でもコードの入力が必要となるため、あわせて抑止コードと理由コードの入力を行うこと。

（7）「11　成年後見人等連絡先」

電話番号を「01234567890」の形式で入力すること。（ハイフン「-」は入力不可）

処理の詳細説明・留意事項	4. 確認画面の氏名等を確認し、2op 入力ガイダンスに従い住民票上住所、成年後見人等情報等を入力し、送信キーを押下することにより、入力結果確認画面が照写され、処理が正常の場合は、メッセージ表示域に「処理は正常に終了しました」と表示される。 5. 上記 3 又は 4 において処理結果がエラーの場合は、メッセージ表示域にエラーメッセージが表示されるので「第 3 章第 2 節エラーメッセージが表示された場合の措置」に基づき処理を行う。 <留意事項> 1. 新規裁定と同時に後見人登録を行う場合の注意点 業務スケジュールを確認の上、新規裁定後速やかに後見人登録を行い、必ず新規裁定と同じ支払サイクルで入力を行うこと。 また、あわせて振込先口座名義登録処理（届書コード　899）により、口座名義の登録を行うこと。 2. 引越等により、後見人を登録したまま送付先住所を受給者本人の住所に戻す場合は、以下の対応を行うこと。 ①年金受給権者住所・支払機関変更届（届書コード　841-1）により、届出があった受給者の住民票上住所を入力する。その際、メッセージ（「後見人情報等の収録があります。(W423)」）が表示されるが、引き続き下記手順②～③を行うこと。 ②後見人情報・住民票住所登録処理（1 回目）により、住民票住所の取消処理を行う。 （処理区分「1」、住民票住所取消「9」を入力） ③後見人情報・住民票住所登録処理（2回目）により、住基更新抑止の解除を行う。 （処理区分「1」、住基更新抑止コード「0」、住基更新理由コード「3」を入力） 3. 後見人等の登録を解除する場合の注意点 後見人情報・住民票住所登録処理により後見人登録を解除した後、口座名義登録の解除を怠った場合、引き続き後見人の口座に年金が振り込まれることとなるため、必ず振込先口座名義登録処理により、口座名義登録の解除をあわせて行うこと。 4. 後見人等選任等の理由により口座名義を登録した者に対し、他年金の裁定を行う場合、振込先口座名義に変更が無くても口座名義登録を行わないと振込不能が発生するため、必ず振込先口座名義登録処理により、口座名義の登録を行うこと。（「業務処理要領（マニュアル）年金給付」及び「成年後見人等からの届出にかかる入力方法」をあわせて参照すること。）

第４章　入力項目・入出力コード

第１節　入力項目一覧

諸変更業務の入力項目は次のとおりである。

入力帳票名	項目名		入力項番	省略可・不可	形式			備考
					桁数	固定可変	字種	
年金受給権者住所・支払機関変更届	届書処理コード	届書コード			3	固定	数字	「841」
		処理区分コード			1	可変	数字	「1」
	年番・コード		01	不可	14	固定	数字	「年金証書の基礎年金番号・年金ｺｰﾄﾞ」
	生年月日		02	不可	7	固定	数字	9 99 99 99 →日 →月 →年 →元号 { 1：明治 / 3：大正 / 5：昭和 / 7：平成 }
	変更後郵便番号		03	可	3	固定	数字	「住所地の郵便番号」
				可	4	固定	数字	
	変更後住所	住所コード	04	可	75	可変	英字 数字 カナ 漢字	「変更後の住所」
		住所						
	支払機関種別		05	可	1	固定	数字	「変更後の支払機関」 → { 1：金融機関 / 2：郵便局 }
	銀行局番号		06	可	7	可変	数字	「金融機関コード」又は「郵便局の郵便番号」
	支払局コード		07	可	6	可変	数字	「郵便局の支払局コード」
	本支店局名		08	可	21	可変	数字 カナ	「店舗コード」又は 「郵便局の名称」
	預金種別		09	可	1	固定	数字	「預金種別」 普通「1」当座「2」
	口座番号		10	可	10	可変	数字	「預金通帳の記号番号」又は 「郵便貯金番号」